パブリックコメント要約版

1 案件名

倉敷市屋外広告物条例の改正(案)について

2 募集期間

令和2年10月1日(木)~令和2年10月26日(月)

3 趣旨

平成27年2月に札幌市内において、ビル壁面の屋外広告物の一部が落下し、歩行者の頭部 に当たる重大な事故が発生するなど、屋外広告物の適切な安全管理が全国的な課題となってい ます。

このため、国は平成28年4月に「屋外広告物条例ガイドライン」を改正、平成29年7月に「屋外広告物の安全点検に関する指針(案)」を作成し、自治体へ実効性のある点検の実施と、危険な広告物に適切な措置を講ずるよう、所有者等に指導することを通知しています。

これらの状況を踏まえ、屋外広告物の一層の安全性を図り、公衆に対する危害を防止する目的から、屋外広告物の有資格者による点検を義務化する「倉敷市屋外広告物条例及び同施行規則」の一部改正を予定しています。

4 資料閲覧場所

- •市役所本庁7階都市景観室
- •市役所本庁2階情報公開室
- ・児島・玉島・水島・真備の各支所総務課
- 庄・茶屋町・船穂の各支所窓口
- 市ホームページ

5 提出方法

- (1)窓口への提出
 - ・提出先 上記「4 資料閲覧場所」まで
- ・提出時間 土曜・日曜,祝日を除く8時30分~17時15分
- (2)郵送
 - ・郵送先 〒710-8565 倉敷市西中新田640番地 都市景観室※ 令和2年10月26日(月)必着
- (3) FAX (086-421-1600)
- (4) Eメール (keikan@city.kurashiki.okayama.jp)

6 問合せ先

建設局 都市計画部 都市計画課 都市景観室 〒710-8565 倉敷市西中新田640番地 本庁7階

Tet; 086-426-3494 FAX; 086-421-1600 アドレス; keikan@city.kurashiki.okayama.jp